

南国市DX推進支援業務の委託に関する仕様書

本仕様書は、「南国市DX推進支援業務の委託に関するプロポーザル実施要領」(1.(2))に定める事業実施に関して、委託者である南国市(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)との間に、必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

国は目指すべきデジタル社会のビジョンである「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げている。南国市ではデジタル技術を活用して地域課題を解決し、住民が利便性の向上を実感できる社会を実現するため、令和4年2月にDXに関する推進体制及び推進方針を定め、デジタル人材の育成や業務の効率化を図ることとしている。

職員は、総務省が定めた自治体DX推進計画に基づき、自らが担う行政サービスをAI等のデジタル技術を活用して効率化を図り、人的資源をさらなる行政サービスの向上につなげていくことが求められている。一方、人材とスキルの不足から、DX推進には多くの課題を抱えている。

行政ニーズの多様化と、将来的に予測されている職員数の減少に対応するため、DXを推進するデジタル人材の育成及び業務分析とデジタルを活用したBPR、今後実施するデジタル化施策の基本方針となる「南国市DX推進計画」及び成果指標を盛り込んだ「南国市DX実施計画」を策定し、DXの推進を図る。

2 事業名

南国市DX推進支援業務(以下、「本業務」という。)

3 委託期間及び成果品納入場所

本業務の委託期間及び成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 委託期間：契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (2) 納入場所：南国市企画課

4 提出書類

乙は本業務を開始するにあたり、以下の書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表

(4)その他甲が必要と認める書類

5 打合せ協議

乙は、業務の円滑な遂行を図るため、甲と緊密な連絡を保ち、業務を遂行しなければならない。打合せ協議は、甲乙協議の上必要と認める場合には、適宜開催するものとする。

また、打合せ協議開催の都度、乙は打合せ協議議事録を作成し、甲の承認を得るものとする。

6 関係機関への諸手続き

作業の実施のため必要な官公署等に対する諸手続きは、甲においてのみ可能な手続きを除き、乙が迅速に処理しなければならない。

7 損害賠償

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害については、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、乙の費用と責任において解決するとともに、その顛末を迅速に甲に報告するものとする。

8 秘密の保持

乙は、本業務の遂行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、乙は、乙の使用人その他本業務に従事した者に対して、上記秘密の漏えいを防止する対策を講じることとする。

以上は、本業務の終了した後及び本業務にかかる契約が解除された場合も同様とする。

9 成果品に関する瑕疵

成果品の納入後、成果品に瑕疵が発見された場合、乙は甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。瑕疵に対する措置費用は乙が負担するものとする。

10 検査

(1)乙は、本業務の完了後、速やかに完了届及び成果品を提出し、甲の検査を受けなければならない。

(2)乙は、前項の甲の検査により成果品に瑕疵及びこれには至らない不明な点等が認められた場合には、乙の責任において修正等必要な措置を講じなければならない。

11 疑義

乙は、本業務を遂行するにあたり軽微な変更や疑義を生じた場合は、甲と協議を行い、

その決定に従うものとする。

12 業務内容

本業務の内容については、以下のとおりとする。

- (1) 職員研修
- (2) 業務最適化・情報セキュリティ支援
- (3) 南国市DX推進計画及び実施計画策定

13 本業務の概要

前条各号について、以下のとおり概要を定める。これに基づいて提案すること。

なお、本業務は、公開資料「南国市DX推進方針」に基づき実施すること。

(1) 職員研修

管理職・一般職・DX推進員の各階層・区分別に職員研修を実施する。

区分	対象人数	研修目的
管理職	約 40 名	DXの目的やそれぞれの役割を理解する。
一般職	約 350 名	
DX推進員	約 30 名	今後の南国市のDXを中心的に推進するための人材として育成する。 国の政策動向や本市の課題、他自治体の事例を学ぶとともに4チームに分けて以下の課題に取り組み、1年間の成果を南国市DX推進本部会議にて発表することを想定している。 ①②行政手続のオンライン化（国が令和4年度中にオンライン手続運用開始を目標とする子育て及び介護関係の26手続）に関するBPR ③ペーパーレス ④AI-OCR・RPA等ICTツール導入

- ・研修目的を達成するために必要な開催回数・方法（実地もしくはオンライン）・時期・テーマ及び習得目標について、具体的に提案すること。
- ・各研修は録画等を行い、そのデータ（ファイル形式：MP4等）を提供すること。
（欠席者や対面開催ができない場合の対応）
- ・各研修でアンケートを実施し、結果に基づいた実施報告書を作成すること。

(2) 業務最適化・情報セキュリティ支援

- ① 申請業務の業務分析、BPR支援
- ② ①業務のRPA等ICTツールを活用した業務改革（BPR）の提案

※情報セキュリティを考慮した提案をすること。

(3) 南国市DX推進計画及び実施計画策定支援

① 現状把握と課題整理

- ・国の政策動向を整理する。
- ・本市の各分野の現状と課題を本市DX推進方針の5つの柱（「人材育成」「住民の利便性向上」「新たな価値の創造」「すべての住民がデジタルを活用できる環境整備」「地域のデジタル化」）と併せて整理する。
- ・オープンデータ及びデータ利活用に関する課題を整理する。

② ①に基づく南国市DX推進計画・推進計画の概要版及び成果指標を示した実施計画の提案

- ・南国市DX推進計画の実施に係る本市職員の人的対応及び財政負担を盛り込んで策定する。
- ・パブリックコメント実施に係る資料作成等の支援及びパブリックコメント後の回答案作成等の支援を行う。
- ・社会環境やICT環境の変化を踏まえ、追加提案などがある場合は、記載する。

(4) 会議等の出席、市に対するDXに関する相談・助言等

乙は、甲の要請により参加した会議等において助言を行うとともに、DXに関する各種相談に応じること。

14 納入成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、電子データを記録した電子媒体及び紙媒体を下記(6)～(8)は各10部、それ以外（(2)を除く）は1部提出すること。

- (1) 職員研修資料
- (2) 職員研修記録動画
- (3) 職員研修実施報告書
- (4) 各業務フロー図
- (5) 各業務量報告書
- (6) 南国市DX推進計画
- (7) 南国市DX推進計画概要版
- (8) 南国市DX実施計画
- (9) その他本業務遂行のために使用したもので、本市が必要と判断したもの

15 成果品の帰属

乙が、本業務の成果品として甲に対して納入した物品・記録等に関するすべての権利は、甲に帰属する。